

『第2期 長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画』（素案）に対するパブリックコメント対応一覧

- 1. パブリックコメントの期間 令和4年12月19日～令和5年1月19日
- 2. 意見件数 6 件
- 3. 意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
A	案に反映させるもの	2
B	案に既に盛り込まれているもの 案の考え方や姿勢に合致し、今後、作成・遂行の中で反映させていくもの	1
C	今後検討していくもの	0
D	反映が困難なもの	0
E	その他	3
合計		6

4. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

序章 計画策定の趣旨等

4 ギャンブル等依存症の定義

(1) 法的定義

本文3頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
1	A	WHOの定義によるとゲーム行動症（Gaming Disorder）とゲームへの課金は切り分けて考えられており、本計画でも切り分けて記載すべきである 注記にICDが記載されているが、正式名称は「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）」であり、正式名称を用いるべきである	1	本計画は、国が策定したギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項に基づくもので、一般的なゲームは第2条における「ギャンブル等」に基本的に該当しないと考えております。 ギャンブル等依存症の(1)法的定義について説明した本文に、ゲームの課金にかかる記載については、ゲーム依存またはゲームによる課金がギャンブル等依存症であるかのような誤解を与える可能性があるため、本文記載については削除いたします。 注記のICDの説明記載について、正式名称での記載へ修正を行います。

第1章 全国及び本県の現状

4 ギャンブル等依存症問題の課題

本文15頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
2	E	義務教育で『借金の利子が生活に与える影響』を教えるべきです。 例えば年利1%で1万円借りたら百円余計に返さなくてはなりません。 10%なら千円。公営レースなら1レース分かな？ これが10万になったら千円/一万円と確実に生活費なり掛け金なりに影響が出ます。 普通に仕事をしていれば月一万円位は捻出できるでしょう。利子として一口分余計に払って借りるまでもありません。 十万円というのは普通の仕事の月収から考えると実に高い割合です。そこに一万円を利子として余計にのせて返すとなると生活が成り立たなくなるのは明らかです。 『借りた金は自分の財布の金じゃない。いつかは帰って行く金』という事を教えれば、少なくとも金かきりてまで賭けをやるような事は少なくなると思います。	1	ギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本計画に則り、新高等学校学習指導要領に基づき指導が行われています。 近年は教育現場での「消費者教育」の充実が図られているところです。小中学校においては、学習指導要領に基づき、社会科、家庭科などの教育等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者関係教育に関する内容を指導しており、例えば、小学校家庭科で「売買契約の基礎に触れること」、中学校技術・家庭科（家庭分野）で「クレジットなどの三者間契約についても扱うこと」となっています。契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し、自立した消費者として行動する力を育ててまいります。

第3章 基本的施策

1 発生予防

(1) 教育の推進等

本文19頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
3	E	<p>ゲーム依存と呼ばれるモノは、ギャンブル計画からは外すべきです。なぜならギャンブルと違いゲームには『建設・育成』という、射幸心を煽らない『積み立て系』というべきジャンルがあり、このジャンルには、特にフリーゲームや買い切り系のゲームには『運』というのがあまり係ってこないからです。</p> <p>全く無い訳ではありませんがその幅はあまり無く、且つどうしてもやり直させなければノーリスクでセーブデータを読み込んで巻き戻せば済むのです。シューティングゲームアクションゲームもパターン化という形で『ほぼ万人がクリアできる状態』にできますし、きちんとやっていたら一回終わる毎に休みを入れたいくなります。</p> <p>むしろ疲れない人はよっぽどの精神力があるか『情性でやっている』かのどちらかでしょう。</p> <p>このようにボーカー等を含むギャンブルとは違うのがゲームというものです。だからギャンブル対策計画に『例えに多様な症例の一例という扱いでも』入れるのは不相当と考えます。</p> <p>(でもずっとギャンブルやっても疲れない、というのはもしかしたら『情性でやっている』から疲れないのか？ただ単に他にやりたい事がないだけ？だとしたら従来の対策や治療は全くの的外れの役立たずだって事になるんじゃないかな。)</p>	1	<p>本計画は、国が策定したギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項に基づくもので、一般的なゲームは第2条における「ギャンブル等」に基本的に該当しないと考えております。</p> <p>長崎県では本計画において施策を行う「ゲーム依存」の定義を、「ゲームの使用が生活の中で睡眠、就労、学習等より優先順位が高くなり、健康的で生産的な生活に支障が起きている状態。」と定義いたします。ゲーム依存の状態が、生活の中でのゲーム使用の優先順位が変化し、日常生活に支障を与えることが、ギャンブル依存と共通しているため、本計画の中に記載しております。</p>
4	A	<p>注記にICDが記載されているが、正式名称は「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)」であり、正式名称を用いるべきである</p> <p>「ゲーム依存の人は増加しており」とあるが、エビデンスが存在しない。研究としてアンケート調査等が行われていることは承知しているが、WHOが定義したゲーム行動症の定義と異なっていたり、「ゲーム依存が疑われる」人数であったり、学術的な統計処理がなされていないものであったりと、いずれも本計画書のように断定的に記載するエビデンスは十分ではないという認識である</p> <p>厚生労働省はゲーム行動症を疾病としては認定しておらず、また、ゲーム行動症(ゲーム依存症)の発症のメカニズムは確立した科学的知見は持ち合わせてないと国会答弁(第204回国会 参議院 内閣委員会 第4号 令和3年3月16日)しており、射幸性の高い課金システムが影響しているかについては不明であり、記載を削除するべきである</p>	1	<p>注記のICDの説明記載について、正式名称での記載へ修正を行います。</p> <p>注釈のゲーム依存に関する説明文については、ご指摘のとおり現在、日本においては、精神医学上の定義はないため削除いたします。併せて、ゲーム行動症(ゲーム依存症)と射幸性の高い課金システムの影響についても、該当する内容の記載を削除いたします。</p> <p>長崎県では本計画において施策を行う「ゲーム依存」の定義を、「ゲームの使用が生活の中で睡眠、就労、学習等より優先順位が高くなり、健康的で生産的な生活に支障が起きている状態。」と定義いたします。ゲーム依存の状態が、生活の中でのゲーム使用の優先順位が変化し、日常生活に支障を与えることがギャンブル依存と共通しているため、本計画の中でもゲーム依存について触れております。</p>

(2) 広報・啓発の推進

射幸心をあおらない広告・宣伝の推進

本文21頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
5	E	<p>具体的にどの章とは限定できず、全体に対する意見です。すみません。</p> <p>私も競馬を嗜みますが、ギャンブルは射幸心をあおられることに弱い人が過度にのめりこむことが原因だと思います。かつては射幸心を過度に煽らないように、という意味合いの言葉がよく使われていたと思いますが、最近はすっかり聞かなくなってしまいました。具体的には、高い射幸心をあおるものとして、高額な配当倍率や、ギャンブルへの参加のしやすさが認識されており、これらに注意が払われていたと記憶しています。</p> <p>しかし、TOTO BIGや競馬の3連単の高額配当がニュースで取りざたされたり、インターネットの普及によりギャンブルへの参加が容易になったりするなど、過度に射幸心を抱かせることへの懸念が現在では世間的に薄れているように感じます。今回、各公営賭博団体は射幸心を煽らないという従来の内容を述べておられ、それはよいのですが、マスコミ発の高額配当ニュースなどは少し抑えたほうがいいのではないかと考えています。</p>	1	<p>第3章1(2) 射幸心をあおらない広告・宣伝の推進において、各事業者団体が策定した指針に基づき、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝に留意し、高額な払戻金や儲かイメージをさせるような表現を行わない等の対策に取り組むこととしております。</p> <p>一方でご指摘のようなマスコミ発の高額配当ニュース報道のあり方については、県の所管ではないため回答を控えさせていただきます。</p>

(3) 不適切なギャンブル等の誘引防止

入場管理

イ 問題ギャンブラー、病的ギャンブラーにならないための対策

本文23頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
6	B	<p>(資料ページに戻ることができないので、章などの記載ができません すみません)</p> <p>入場制限について 病的ギャンブラーの家族、本人の申告により、入場制限できることを知り安心した。しかし、申告がない場合はどうすればいいのかが。</p> <p>依存症の根本問題は、成育歴や仕事、家庭問題など多岐に渡ると思うので、それぞれに応じた福祉的支援を早期に行う必要があると思う。 健全に遊技を楽しんでほしい。</p>	1	<p>第3章1(3) イ問題ギャンブラー、病的ギャンブラーにならないための対策として、各事業者で取り組まれている本人や家族申告による利用制限や入場制限については、各団体での取組みと併せ、</p> <p>第3章1(2) ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発においても、情報発信に努めてまいります。</p> <p>第3章2(1) 早期発見・早期支援において、相談機関等と連携し、「依存症相談対応の手引き」を活用した研修について記載しています。ご本人、ご家族の問題に気づける人材の育成を行うとともに、早期に適切な相談や支援につながるよう努めてまいります。</p>